

「機能訓練認定鍼灸師養成講座」を開催する事業者を募集します！

平成30年度、鍼灸師は機能訓練指導員の対象資格になりました。しかし、鍼灸師資格の場合、6か月の実務経験が必要であり、施術所等で勤務している現役鍼灸師にとっては大きな壁となっています。そこで、特定非営利活動法人介護予防研究会は、鍼灸師が今の施術所等で勤務ながら、週1回程度、近隣の機能訓練型デイサービス等に実習に参加して技術や知識を身に付けることができる「機能訓練認定鍼灸師養成講座」を厚生労働省老健局と協議の上、創設しました。本講座を開催することのできる指定事業者を募集します！

【指定事業者の要件】

- 1 「主任機能訓練認定鍼灸師講座」を受講している。
- 2 当会が定めるカリキュラム・講習テキストに基づいて講義する。
3. 機能訓練型デイサービス（マシン設置あり）を運営している。

定員 10名

場所 東京都北区赤羽北 2-25-8 赤羽北区民センター3階和室（JR 埼京線北赤羽駅 1分）

日時 平成30年12月23日（日） 午後1時～5時

費用 100,000円（税込） ※ 事業者指定料を含む

講座名 「主任機能訓練認定鍼灸師講座」

講座内容

13:00～14:00	介護保険制度ならびに障害者総合支援法に関する基本的理解
	介護予防・日常生活支援総合事業に関する基本的理解
14:00～15:00	事業対象者、要支援介護に関する技術の基礎的な知識
	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習
15:00～16:00	機能的トレーニングに関する演習
	マシントレーニングに関する演習
16:00～17:00	身体機能評価論
	機能訓練計画書に関する演習とアウトカム指標の設定

主任機能訓練認定鍼灸師講座に参加します

氏名	携帯電話
自宅住所〒	
事業者名称	TEL
事業者住所	〒

FAX番号 03-5963-8132